○九州地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間
二百二号	糸島市東字スス町三四九番一から同市二丈松国字石橋三七二番一まで

供用開始の期日	令和八年六月三十日
図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間
十号及び二百十三号	宇佐市大字岩崎字北堤三四一番一から同市大字岩崎字椿二七七番三まで
十号	宇佐市大字岩崎字小柳五二四番二から同市大字岩崎字高〃町二六二番七まで

供用開始の期日	令和八年六月三十日
図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間
三百三十四号	北海道目梨郡羅臼町栄町一四〇番一地内

図面縦覧場所	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
供用開始の期日	令和八年六月三十日

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

沖縄総合事務局長　小八木大成

昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を改正する告示

昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。

一の1の（一）中「一月一日から十二月三十一日まで（十二月の第一水曜日及びその翌日を除く。）」を「一月一日から十二月三十一日まで。ただし、毎週水曜日（水曜日が休日にあたるときは直後の平日）においては、沖縄美ら海水族館の利用と密接な関連がありインターネット等で公表する区域に限り公開する。」に改める。

一の2の（一）の（イ）中「午前八時から午後七時三十分まで。」を「午前八時から午後六時まで。」に改める。

一の2の（二）の（イ）中「四月一日から六月三十日及び十月一日から十一月三十日まで」を「四月一日から十一月三十日まで」に改める。

一の2の（二）の（ロ）を削り、（ハ）を（ロ）とする。

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月二十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律

議決通知

六月二十六日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

議案送付

六月二十六日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

六月二十六日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問主意書（長妻昭提出）

報告書受領

六月二十六日内閣から次の報告書を受領した。

特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第十九条の規定に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和七年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

令和七年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）

令和七年度第四・四半期における国庫の状況

参議院

議案提出

六月二十六日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

議案送付（予備審査）

六月二十六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（舟山康江外四名発議）

議決通知

六月二十六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

六月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問に対する答弁書（第五四号）

参議院議員高良沙哉提出会計年度任用職員に関する質問に対する答弁書（第五五号）

参議院議員高良沙哉提出昭和百年記念式典に関する質問に対する答弁書（第五六号）

法律公布奏上及び通知

六月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律

報告書受領

六月二十六日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第十九条の規定に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和七年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。